

災害事例

携帯用丸のこ盤で角材切断中、 大腿部切傷

【災害の概要】

工事の種類：河川土木工事業

災害の種類：切れ、こすれ（木材加工用機械）

被災者：1人（死亡）



【発生状況】

本件は、河川護岸工事で携帯用丸のこ盤による角材（長さ50cm、縦と横ともに5cm）の切断加工中、右大腿部を切傷したものである。

当日、職長が被災者に携帯用丸のこ盤を使用して角材から測量用の杭を作るよう指示した。

このため、被災者が十数本の角材を取り出し、左手で角材を、右手で丸のこ盤を持ち順次切断加工していたところ、手元が狂い丸のこ盤で右大腿部を切傷してしまった。

丸のこ盤の歯の接触予防装置は変形し、歯が剥き出した状態であった。

被災者は、病院に搬送されたが出血多量で死亡した。

【原因】

- 1 歯の接触予防装置が機能せず、歯が剥き出しの状態で使用したこと。
- 2 点検・整備が行われていなかったこと。
- 3 携帯用丸のこ盤と角材を両手に持った不安定な姿勢で作業したこと。
- 4 適切な作業方法を指示しなかったこと。
- 5 携帯用丸のこ盤の安全な取扱方法等について習熟していなかったこと。

【対策】

- 1 携帯用丸のこ盤が常時正常に作動するように、本体・歯の接触防止装置について管理責任者を定めて点検、整備すること。
- 2 携帯用丸のこ盤は加工材を作業台等に固定し、確実に保持する安定した姿勢で使用すること。
- 3 作業指示の際は作業方法を具体的に示すこと。
- 4 携帯用丸のこ盤の取扱作業に関し、歯の接触予防装置の機能、適切な作業方法等について安全教育を実施すること。
建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について（2010平22.7.14基安発 0714号 抜粋）

別紙 携帯用丸のこ盤を使用して作業を行う者に対する安全教育カリキュラム

1 学科教育

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|----------------------|--|-----|
| 携帯用丸のこ盤に関する知識 | 携帯用丸のこ盤の構造及び機能等 作業の種類に応じた機器及び歯の選定 | 0.5 |
| 携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識 | 作業計画の作成等 作業の手順 作業時の基本動作（取扱いの基本及び切断作業の方法） | 1.5 |
| 安全な作業方法に関する知識 | 災害事例と再発防止対策について 使用時の問題点と改善点（安全装置等） | 0.5 |
| 携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識 | 携帯用丸のこ盤及び歯の点検・整備の方法 点検結果の記録 | 0.5 |
| 関係法令 | 労働安全衛生関係法令中の関係条項等 | 0.5 |
| 合計 | | 3.5 |

2 実技教育

| | | |
|------------------|----------------------------------|-----|
| 携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法 | 携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法 安全装置の作動状況の確認 | 0.5 |
|------------------|----------------------------------|-----|

合計 4.0時間